

## 東武鉄道「S L大樹」関連物の使用等に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、東武鉄道株式会社（以下「東武」という。）にて運行する「S L大樹」関連物の使用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、「S L大樹」関連物とは、東武が指定する「C11形207号機の画像データ（別図1）」、「C11形207号機ナンバープレート（別図2）」および「S L大樹ロゴマーク（別図3）」をいう。

(著作権等)

**第3条** この要綱に基づく「S L大樹」関連物の著作権および使用权は、東武に帰属する。

(本要綱の対象者)

**第4条** この要綱の対象となる「S L大樹」関連物を使用する者とは、次の各号のいずれかに該当する企業、商店および団体をいう。

- (1) 一般社団法人日光市観光協会会員
- (2) 日光商工会議所会員
- (3) 団体の構成員に前1号あるいは前2号の会員となっている者が所属している団体
- (4) 日光市内の公共団体および自治会等の非営利目的団体

(使用申請および使用許可)

**第5条** 「S L大樹」関連物を使用しようとする者は、あらかじめ「S L大樹」関連物使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に使用しようとする見本（以下「見本」という。）を添えて日光市観光協会会長（以下「会長」という。）に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、見本を添付できないときは、使用しようとする商品その他の作成物等使用の状況が確認できる写真等を添付しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容について審

査し、これを適当と認めるときは、「S L大樹」関連物使用許可通知書（様式第2号。以下「許可通知書」という。）により当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 3 会長は、前項の規定による商品化許諾について、必要な条件を付すことができる。
- 4 第2項の許可に基づき、商品その他作成物等の生産が完了した日後30日以内に、生産数の確認できる証拠書類を添えて「S L大樹」関連物の使用に関する生産完了報告書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

（使用許可の制限）

**第6条** 会長は、その使用等が次の各号のいずれかに該当するときは、「S L大樹」関連物の使用を許可しないものとする。

- (1) 「S L大樹」関連物の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
  - (2) 「S L大樹」関連物のイメージを損なう可能性があるときと認められるとき。
  - (3) 立体物で、その表現が「S L大樹」関連物の立体物と認められないとき。
  - (4) 法令、一般社団法人日光市観光協会定款（平成25年12月1日改正）、一般社団法人日光市観光協会（以下「協会」とする。）が定める規則その他の規定（以下これらを「法令等」という。）に反するおそれがあると認められるとき。
  - (5) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等および、いわゆる総会屋、政治活動・社会運動標榜ゴロ（政治活動もしくは社会運動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて不法行為を行い、あるいは行うおそれのある者および団体）等の反社会的勢力（以下併せて「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。
  - (7) 宗教、政治又は思想の活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
  - (8) その他「S L大樹」関連物の使用が適当でないときと認められるとき。
- 2 前項の規定により「S L大樹」関連物の使用を許可しないときは、「S L大樹」関連物使用不許可通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(使用料)

**第7条** 「S L大樹」関連物の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

**第8条** 「S L大樹」関連物の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）

は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途に限り、「S L大樹」関連物を使用すること。
- (2) 東武が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) 「S L大樹」関連物の改変、描き足しおよび一部を消去して使用しないこと。
- (4) 「S L大樹」関連物の意図的な色調の改変（彩度・明度・コントラスト等を含む。）して使用しないこと。ただし、印刷上の都合によりモノクロに処理した使用については、この限りでない。
- (5) 「S L大樹」関連物のイメージの縦横比を変更して使用しないこと。
- (6) 法令等を遵守し、「S L大樹」関連物の知的所有権の喪失を招くことのないように努めること。
- (7) 第三者が「S L大樹」関連物の知的所有権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに協会にその旨を連絡すること。
- (8) 「S L大樹」関連物の使用許可を受けた使用に関し、第三者と係争、審判、訴訟等（以下「訴訟等」という。）が起こされたときは、これを解決するため会長に協力して対処すること。
- (9) 前号の訴訟等については、これを解決すべき具体的措置の方法、費用負担等についてその都度使用許可を受けた者と第三者双方にて協議して決定すること。
- (10) 使用者は、「S L大樹」関連物を付した商品等の欠陥により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協会に一切の迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、使用許可に際して条件を付された場合には、その条件に従って使用すること。

(使用許可内容の変更等)

**第9条** 使用者は、使用許可を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ「S L大樹」関連物変更使用許可申請書（様式第5号）に許可通知書および変更後の

見本を添えて会長に提出し、変更の許可を受けなければならない。この場合において、見本を添付できないときは、変更して「S L 大樹」関連物を使用しようとする商品その他の作成物等変更後の使用の状況が確認できる写真等を添付しなければならない。

2 会長は、前項の申請に基づき変更を許可するときは、「S L 大樹」関連物変更使用許可通知書（様式第 6 号。以下「変更許可通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 第 5 条第 3 項、第 6 条および前条の規定は、前 2 項の変更使用の場合に準用する。

（実績報告）

**第10条** 第 5 条第 2 項の許可に基づき、商品を販売した場合、上半期（4 月～9 月）および下半期（10 月～3 月）（以下、「当該期間」という）ごとに、当該期間における商品名、販売価格および販売数量を明らかにした「S L 大樹」関連物商品販売実績報告書（様式第 7 号）を作成し、これを当該期間の終了する月の翌月末までに会長に提出しなければならない。

（使用の完了等）

**第11条** 使用者（第 9 条第 1 項の規定により使用許可の変更許可を受けた使用者を含む。以下同じ。）は、「S L 大樹」関連物の使用が完了したとき又は使用を中止するとき若しくは使用の必要がなくなったときは、「S L 大樹」関連物使用完了（中止）届（様式第 8 号）に、許可通知書又は変更許可通知書の写しを添えて会長に提出しなければならない。

（許可の取消し）

**第12条** 会長は、使用者の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を直ちに中止させ、当該使用に対する許可を取り消すものとする。

（1）第 5 条第 3 項（第 9 条第 3 項で準用される場合を含む。）の規定による使用許可の条件に違反して使用したと認められるとき。

（2）第 6 条又は第 8 条に違反していると認められるとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

(4) その他会長がその使用を取り消す必要があると認めるとき。

2 会長は、前項の規定により使用者の使用を中止し、当該使用の許可を取り消すときは、その理由を付して使用者に書面で通知するものとする。

3 前2項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る使用物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 会長は、許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。この場合において、回収等にかかる経費は、許可を取り消された者が負担する。

5 会長は、許可の取消しにより生じたいかなる損害も賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

**第13条** 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより協会に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

**第14条** 「S L 大樹」関連物の使用に起因する事故等により、使用者が使用者本人又は第三者に対し損害を与えた場合、協会はそのいかなる責任も負わない。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

**第15条** 使用者は、許可を受けた事項以外の目的で「S L 大樹」関連物を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(個人情報の取扱い)

**第16条** 会長は、「S L 大樹」関連物の使用の許可に当たり取得した申請者の個人情報、この要綱の目的以外の目的には使用せず、個人情報を安全に管理し、本人の同意なしに第三者への提供はしない。

(その他)

**第17条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

別図1 (第2条関係)



別図2 (第2条関係)





別図3（第2条関係）



様式第1号（第5条関係）

「S L 大樹」関連物使用許可申請書

年 月 日

一般社団法人日光市観光協会会長 様

住所

氏名（名称及び代表者名）

印

電話番号

メールアドレス

「S L 大樹」関連物について次のとおり使用したいので申請します。

使用目的	<input type="checkbox"/> ①観光振興（非営利） <input type="checkbox"/> ②商品に使用 <input type="checkbox"/> ③商品のパッケージに使用 <input type="checkbox"/> ④広告に使用 <input type="checkbox"/> ⑤チラシに使用 <input type="checkbox"/> ⑥WEB上で使用
使用物件（商品）等	
使用数量（予定生産数）	
生産予定日 （WEBの場合、使用期間）	
使用場所又は地域	
有償又は無償の別	有償（希望小売価格（消費税を除く）） 円 無償
担当者連絡先 （所属・氏名・電話番号等）	
添付書類 ・ 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等） ・ 申請者の概要、現況を示すもの ・ 「S L 大樹」関連物を使用する事業の予算書 ・ その他（ ）	

様式第2号（第5条関係）

「S L 大樹」関連物使用許可通知書

第 号  
年 月 日

様

一般社団法人日光市観光協会

会長



年 月 日付けで申請のありました「S L 大樹」関連物の使用について、  
次のとおり許可します。

使用目的	<input type="checkbox"/> ①観光振興（非営利） <input type="checkbox"/> ②商品に使用 <input type="checkbox"/> ③商品のパッケージに使用 <input type="checkbox"/> ④広告に使用 <input type="checkbox"/> ⑤チラシに使用 <input type="checkbox"/> ⑥WEB上で使用
使用物件（商品）等	
使用数量（予定生産数）	
生産予定日 （WEBの場合、使用期間）	
使用場所又は地域	
有償又は無償の別	有償（希望小売価格（消費税を除く）） 円 無償
使用料	
許可の条件	使用に際して、東武鉄道「S L 大樹」関連物の使用等に関する要綱を遵守すること。

様式第3号（第5条関係）

「SL大樹」関連物の使用に関する生産完了報告書

年 月 日

一般社団法人日光市観光協会会長 様

住所

氏名（名称及び代表者名）

印

電話番号

東武鉄道「SL大樹」関連物を使用した商品を次のとおり生産したので報告します。

使用目的	<input type="checkbox"/> ①観光振興（非営利） <input type="checkbox"/> ②商品に使用 <input type="checkbox"/> ③商品のパッケージに使用 <input type="checkbox"/> ④広告に使用 <input type="checkbox"/> ⑤チラシに使用 <input type="checkbox"/> ⑥WEB上で使用
使用物件（商品）等	
生産数	
生産完了日	


添付書類：生産数の確認できる証拠書類

様式第4号（第6条関係）

「S L 大樹」関連物使用不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

一般社団法人日光市観光協会  
会長 

年 月 日付で申請のありました「S L 大樹」関連物使用について、次の理由により許可できません。

不許可の理由

様式第5号（第9条関係）

「S L大樹」関連物変更使用許可申請書

年 月 日

一般社団法人日光市観光協会会長 様

住所

氏名（名称及び代表者名）

Ⓜ

電話番号

年 月 日付で許可を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請します。

変 更 の 理 由			
変 更 内 容		変 更 前	変 更 後
使 用 目 的	<input type="checkbox"/> ①観光振興（非営利） <input type="checkbox"/> ②商品に使用 <input type="checkbox"/> ③商品のパッケージに使用 <input type="checkbox"/> ④広告に使用 <input type="checkbox"/> ⑤チラシに使用 <input type="checkbox"/> ⑥WEB上で使用	<input type="checkbox"/> ①観光振興（非営利） <input type="checkbox"/> ②商品に使用 <input type="checkbox"/> ③商品のパッケージに使用 <input type="checkbox"/> ④広告に使用 <input type="checkbox"/> ⑤チラシに使用 <input type="checkbox"/> ⑥WEB上で使用	
使用物件（商品）等			
使用数量（予定生産数）			
生産予定日 （WEBの場合、使用期間）			
使用場所又は地域			
有償又は無償の別	<input type="checkbox"/> 有償（希望小売価格（消費税を除く）） 円 <input type="checkbox"/> 無償	<input type="checkbox"/> 有償（希望小売価格（消費税を除く）） 円 <input type="checkbox"/> 無償	
使 用 料			

資料添付（変更が確認できる資料等）

様式第6号（第9条関係）

「S L大樹」関連物変更使用許可通知書

第 号  
年 月 日

一般社団法人日光市観光協会会長 様

一般社団法人日光市観光協会  
会長 印

年 月 日付で申請のありました「S L大樹」関連物の変更使用について、次のとおり変更を許可します。

変更の理由			
変更内容		変更前	変更後
使用目的	<input type="checkbox"/> ①観光振興（非営利） <input type="checkbox"/> ②商品に使用 <input type="checkbox"/> ③商品のパッケージに使用 <input type="checkbox"/> ④広告に使用 <input type="checkbox"/> ⑤チラシに使用 <input type="checkbox"/> ⑥WEB上で使用	<input type="checkbox"/> ①観光振興（非営利） <input type="checkbox"/> ②商品に使用 <input type="checkbox"/> ③商品のパッケージに使用 <input type="checkbox"/> ④広告に使用 <input type="checkbox"/> ⑤チラシに使用 <input type="checkbox"/> ⑥WEB上で使用	
使用物件（商品）等			
使用数量（予定生産数）			
生産予定日 （WEBの場合、使用期間）			
使用場所又は地域			
有償又は無償の別	<input type="checkbox"/> 有償（希望小売価格（消費税を除く）） 円 <input type="checkbox"/> 無償	<input type="checkbox"/> 有償（希望小売価格（消費税を除く）） 円 <input type="checkbox"/> 無償	
使用料			

※ 使用に際して、東武鉄道「S L大樹」関連物の使用等に関する要綱を遵守すること。



様式第7号（第10条関係）

「S L大樹」関連物商品販売実績報告書

年 月 日

一般社団法人日光市観光協会会長 様

住所

氏名（名称及び代表者名）

印

電話番号

「S L大樹」関連物商品を次のとおり発売したので報告します。

1 報告期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 販売状況

商 品 名	販売価格（円）	販売個数（個）	粗利（円）
合 計			

3 当該期間に販売の無い場合はその理由

---

---

---

以 上

様式第8号（第11条関係）

「SL大樹」関連物使用完了（中止）届

年 月 日

一般社団法人日光市観光協会会長 様

住所

氏名（名称及び代表者名）

㊟

電話番号

年 月 日付で許可のありました「SL大樹」関連物の使用について、  
次のとおり完了（中止）しましたので届け出ます。

1 完了（中止）年月日 年 月 日

2 使用の状況

3 完了（中止）の理由

4 添付書類